

## 改正概要説明書

国名： ドイツ

法令名：意匠法

改正情報：2017年7月17日改正

### 改正概要：

#### 1. 出願手数料不納の効果規定の変更

出願手数料不納により出願がみなし取下げとされる効果をドイツ特許商標庁が認定する旨の旧規定(旧第16条(2))を削除した。

#### 2. 登録簿の閲覧・公告の方法の追加

- ・登録簿に記載された情報は、閲覧が禁止されていない限り意匠情報として電子的に提供しうる旨の規定を追加した(第19条(3))。
- ・登録事項及び意匠公報は電子的に公告できる旨の規定を追加した(第20条(2))。

#### 3. ドイツ特許商標庁の決定に対する不服申立の規定の整備

- ・ドイツ特許商標庁の決定に対する特許裁判所への不服申立について、特許裁判所の構成及び合議体の拡大の是非等に関して特許法の準用条文を整備した(第23条(4))。
- ・不服申立の手續費用の援助について、引用する意匠法及び特許法の条文を整備した(第24条)。

#### 4. 規則制定権の追加

連邦司法消費者保護省の権限として無効手續の規則制定権を追加した(第26条(1)9)。

#### 5. 無効手續に関連する規定の整備

- ・無効審判請求人の主張に同意し、意匠権者は自らの登録意匠の無効を宣言できる旨及びその場合は保護の効果が遡及消滅する旨の規定を新設した(第33条(6))。
- ・無効手續が当事者の宣言により又は請求の取下によって終了した場合は不服申立ができない旨を規定した(第34条(2))。
- ・証人及び鑑定人に対する尋問/証拠調べについて規定を見直した(第34条(3))。
- ・決定は認証を必要とせず、また、決定書の作成について規定した(第34条(4))。
- ・無効手續に関する手續費用の決定や当事者の負担について新設した(第34条(5))。
- ・無効を主張できる要件を限定するとともに、これらは刑事訴訟による差止手續における無効主張には適用しない旨の規定を設けた(第52a条)。

#### 6. 税関取締の規定の整備

税関における侵害品の輸出入の差止等の取締に関するEU規則の根拠条文を更新する(第55条(1))とともに、意匠法と規定とEU規則とが抵触する場合の適用関係を大幅に簡略化した(第57a条)。

## 7. 国内代理人の規定の整備

ドイツ人でない国内代理人に課せられていた条件についての規定(旧第 58 条(2))を削除した。

## 8. 無効手続の経過規定の新設

無効手続について、旧法の適用対象について経過規定を設けた(第 74 条(2))。

### 改正内容：

#### ・第 16 条

旧法(2)が削除された。

#### ・第 19 条

(3)は新設項である。

#### ・第 20 条

(2)は新設項である。

#### ・第 23 条

(4)において、準用する特許法の条文が変更された。

#### ・第 24 条

準用する特許法の条文が変更された。

#### ・第 26 条

(1)において、9. は新設項である。

#### ・第 33 条

(6)は新設項である。

#### ・第 34a 条

無効の手続きに関し明確化された。

#### ・第 52a 条

無効の手続きに関し明確化された。

#### ・第 55 条

参照する EU 規則が変更された。

#### ・第 57a 条

税関の国境措置に関して明確化された。

#### ・第 58 条

旧法(2)が削除された。

・第74条

(2)は新設項である。